

長崎県市立高等学校学び直し支援金補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、高等学校を中途退学した後再び高等学校で学び直す者に対して、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資することを目的として、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）の支給期間の経過後も継続して高等学校の生徒がその授業料に充てるために必要な経費を補助するため、予算の定めるところにより長崎県市立高等学校学び直し支援金補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助金の額)

第2条 補助金の支給対象となる者は、長崎県市立高等学校に在学し、次の各号の全ての要件を満たすものであって、別表1の各区分に定める者のうち補助金の受給資格について長崎県教育委員会から認定を受けた者（以下「受給権者」という。）とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 法第2条に規定する高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。（以下「高等学校等」という。））を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制及び通信制は48月）を超える者（平成26年3月31日までに同号に該当することとなった者を除く。））
- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者
- (5) 高等学校等を退学したことのある者
- (6) 国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して24月未満である者

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。）第7条第6項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

3 補助金の額は、別表1の各区分に定める学び直し支援金の額を高等学校等に在学する全ての支給対象者について合算した額とする。

4 この補助金は、交付決定日が属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に要する授業料及び受講料を対象とする。

(支給期間)

第3条 補助金の支給期間は最大で24月とする。

(受給資格の認定)

第4条 支給にあたっては、支給を受けようとする生徒が、学び直し支援金受給資格認定申請書（様式1号）を、在学する高等学校を経由して、長崎県教育委員会に提出（区分二に該当する者にあつては、収入状況届出書および個人番号カードの写しその他の書類又は都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（以下、「課税証明書等」という。）を様式1号に添付して提出）し、その認定を受けなければならない。

2 受給権者に係る所得確認については、受給権者が、毎年度、長崎県教育委員会の定める日までに、学び直し支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書（様式第1号）に課税証明書等を添付し、在学する高等学校を經由して、長崎県教育委員会に提出しなければならない。

（補助金の申請）

第5条 補助金の申請は、知事に対し、補助対象者である生徒に代わって、支給対象高等学校の設置者（以下「設置者」という。）が行うこととする。

（申請書に添付すべき書類）

第6条 規則第4条の規定により申請書に添付すべき書類は、長崎県市立高等学校学び直し支援金補助金交付申請額内訳書（様式第2号）とする。

（交付決定）

第7条 設置者は、県から交付決定通知書を受領した後、補助対象者である生徒に対して、長崎県市立高等学校学び直し支援金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（変更申請）

第8条 規則第11条第2項第1号に規定する変更承認の申請は、長崎県市立高等学校学び直し支援金補助金変更承認申請書（様式第4号）により行うものとし、添付すべき書類は長崎県市立高等学校学び直し支援金補助金変更交付申請額内訳書（様式第5号）とする。

（変更交付決定）

第9条 設置者は、県から変更交付決定通知書を受領した後、変更事由となった生徒に対して、長崎県市立高等学校学び直し支援金交付決定通知書（様式第3号）又は長崎県市立高等学校学び直し支援金変更交付決定通知書（様式第6号）により通知する。

（実績報告）

第10条 交付要綱第6条第1項の規定による実績報告書に添付すべき書類は、長崎県市立高等学校学び直し支援金補助金実績報告額内訳書（様式第7号）とする。

（確定通知）

第11条 設置者は、県から学び直し支援金確定通知書を受領した後、補助対象者である生徒に対して、長崎県市立高等学校学び直し支援金支給実績通知書（様式第8号）により通知する。

（補助金の交付）

第12条 補助金は概算払により交付することができる。

2 補助金の交付の請求は、長崎県市立高等学校学び直し支援金補助金交付請求書（様式第9号）により行うものとする。

（委任）

第13条 この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(適用)

この実施要綱は、平成 26 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(適用)

この実施要綱は、平成 27 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(適用)

この実施要綱は、平成 28 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(適用)

この実施要綱は、平成 29 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(適用)

この実施要綱は、平成 30 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(適用)

この実施要綱は、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(適用)

この実施要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(適用)

第 1 条 この実施要綱は、令和 7 年 5 月 13 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 7 年度に限る特例)

第 2 条 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間については、第 2 条第 1 項第 7 号の規定は適用しない。

第 3 条 学び直し支援金の支給を受ける生徒のうち、高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援金）交付要綱（以下「臨時支援金交付要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定による高校生等臨時支援金の支給対象となる期間がある場合には、第 2 条第 3 項の額に法第 3 条第 2 項第 3 号の適用を受けずに就学支援金が支給されると仮定した場合に当該期間に支給されることとなる額（以下「学び直し臨時措置」という。）を加えた額を第 2 条第 3 項に規定する学び直し支援金の額とする。

(臨時支援金の不支給)

第 4 条 学び直し臨時措置の支給対象となる期間がある支給対象者には、臨時支援金交付要綱第 3 条第 3 項に規定する臨時支援金は支給しないものとする。

附 則
(適用)

第1条 この実施要綱は、令和8年9月18日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表1（第2条関係）

区分	補助事業
一 新制度	法第2条に規定する高等学校等の生徒等であつて、法第3条第1項に規定する者（以下この項において「新制度支給対象者」という。） 【支給額】 学び直し支援金は、新制度支給対象者がその初日において支給対象高等学校等（学び直し支援金の受給資格の認定に係る高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、1月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が別表2の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。
二 旧制度	高等学校等の生徒等であつて、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号）の規定による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する者（法第3条第1項に規定する者及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。）であつて保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（区分三に規定する者を除く。）（以下、この項において「旧制度支給対象者」という。） 【支給額】 学び直し支援金は、旧制度支給対象者がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、1月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が別表2の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。
三 旧制度 令和8年3月31日時点で学び直し支援金の受給資格を有する者	高等学校等の生徒等であつて、令和8年3月31日時点で学び直し支援金の受給資格を有する者（区分一に規定する者を除く。）（以下、この項において「旧制度経過措置支給対象者」という。） 【支給額】 学び直し支援金は、旧制度経過措置支給対象者がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、1月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が別表2の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。

別表 2

	公立	
	定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	9,900 円/月	—
高等学校 定時制	2,700 円/月	1,620 円 /単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
高等学校 通信制	—	100 円 /単位 ※通算 74、年間 30 単位まで